

第7条に規定された事項を推進するための取組

1.市が行っている法令や条例に基づく規制、誘導又は指導の実践

	担当課	根拠法令	取組内容
1	産業観光課	計量法	市内定期検査の委託先である指定定期検査機関の業務規程の認可又は変更の認可を行っています。
2	産業観光課	茅ヶ崎市企業等立地等促進条例	特定の業種を営む企業等が事業所を新設、増設、取得若しくは賃借して事業を開始した場合、事業の維持拡大のために一定額以上の設備を導入した場合又は地域貢献に資する特定の設備・施設を設置した場合に、新たに取得した固定資産にかかる固定資産税・都市計画税の税率を軽減するという誘導を行っています。
3	産業観光課	工場立地法	一定の要件(敷地面積9,000㎡又は生産施設3,000㎡を有する一部業種の工場)を満たす特定工場に対して、特定工場が行う敷地、生産施設、緑地、環境施設の増減を伴う作業について、届出を受け、一定の緑地および環境施設の面積率を維持するよう、必要に応じて指導・勧告を実施しています。
4	農業水産課	海岸法	海岸について、津波、高潮、波浪その他海水または地盤の変動による被害から海岸を防護し、海岸環境の整備と保全および公衆の海岸の適切な利用を図り、国土の保全に資することを目的として、事業者等に指導・助言を行っています。
5	環境政策課	茅ヶ崎市環境基本条例	開発行為、建築行為等に関して、太陽光発電設備等の再生可能エネルギー機器の導入や、駐車場への電気自動車用充電設備の設置等、環境配慮及び環境負荷低減についての検討を求めています。
6	環境保全課	水質汚濁防止法を始めとする公害関係の法律・神奈川県生活環境の保全等に関する条例	事業者と地域社会における住環境の調和を図るための公害防止の規制を行っています。
7	資源循環課	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 茅ヶ崎市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例	事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないこと、また、廃棄物の減量化・資源化及び適正処理に関して、市が行う施策に積極的に協力することを求めています。
8	資源循環課	茅ヶ崎市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例	一事業所単位で、年間おおむね60トン以上の事業系一般廃棄物を排出する多量排出事業者に対して、廃棄物の処理に関する実績並びに減量化及び資源化に関する計画を記載した書類「減量化等計画書」の提出を義務付け、事業系ごみの減量化・資源化の啓発・指導をしています。
9	資源循環課	茅ヶ崎市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例	市が処理する廃棄物を排出するときは、指定収集袋を使用しなければならないこと、また、排出する際には、1回につき40リットル袋1袋に相当する量を限度としています。
10	都市計画課	茅ヶ崎市土地利用基本条例	「周辺の土地利用との調和を図ること」や「自然環境の保全に配慮すること」等を定めた基本原則にのっとり土地利用を事業者の責務として定めるとともに、事業者が大規模土地利用行為の届出に該当する土地利用行為を行おうとする場合、市は、基本原則に則った土地利用を行うよう助言指導しています。
11	都市計画課	茅ヶ崎市土地の埋立て等の規制に関する条例	土地の埋立て等に対して許可制を採用し、土砂等の崩壊又は流出その他の災害の発生を防止するとともに、良好な自然環境及び生活環境の保全を図っています。
12	都市計画課	都市計画法	都市計画施設等の区域内における建築の許可や、高度地区の適用除外及び制限の緩和の許可等を行うことにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図っています。
13	都市計画課	マンションの建替え等の円滑化に関する法律	老朽化したマンションの建替え等の事業に伴い、所有者等に対し組合設立の認可を行い、事業に対し権利変換等の法に基づく仕組みを適用することで、自助による建替え等を促進させ、マンションの老朽化によって生じる居住環境及び周辺の市街地環境の低下の抑制を図っています。
14	景観みどり課	茅ヶ崎市屋外広告物条例	屋外広告物について、パンフレット等を市ホームページに掲載し、また電話や窓口において助言や指導等を行っています。
15	景観みどり課	茅ヶ崎市景観条例	一定規模以上の建築行為等に対し色彩などに規制を設けることで、良好な景観形成を誘導しています。
16	景観みどり課	茅ヶ崎市のまちづくりにおける手続及び基準等に関する条例	住民に健康で文化的な居住性の高い生活環境の保障や機能的な土地利用達成のため、植栽帯に関する緑化基準について事業者へ指導・助言を行っています。
17	建築指導課	茅ヶ崎市建築基準条例	大規模な建築物の敷地と道路との関係等に対して、本市の風土等を考慮し、安全上・防火上又は衛生上必要な指導を行っています。
18	建築指導課	都市計画法、地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例	地区整備計画の区域内における建築行為に対して、適正かつ合理的な土地利用を図り、もって健全な都市環境を確保することを目的とし、指導を行っています。
19	建築指導課	建築基準法	建築基準法に基づく建築物等の確認及び検査等に係る事務、建築基準法に基づく建築物の許可、認定、建築物の定期報告及び違反に係る事務、建築計画概要書及び指定道路調査の作成及び閲覧に係る事務、道路の指定及び建築協定の認可に係る事務を行っています。
20	建築指導課	建築物のエネルギー消費の向上に関する法律	建築工事の建築主から計画の事前届出を受け、建築物エネルギー消費性能基準の適合を確認します。

	担当課	根拠法令	取組内容
21	建築指導課	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する事務を行っています。
22	建築指導課	建築物の耐震改修の促進に関する法律	建築物等の地震に対する安全向上のため、木造住宅、分譲マンション、避難路沿道建築物、大規模建築物の耐震化及び耐震シェルターの設置、危険ブロック塀等の撤去に係る周知啓発や補助金を交付しています。
23	開発審査課	茅ヶ崎市のまちづくりにおける手続及び基準等に関する条例	住民に健康で文化的な居住性の高い生活環境の保障や機能的な土地利用達成のため、事業者に指導・助言を行っています。
24	開発審査課	都市計画法	無秩序な市街化を防ぎ、公共施設や排水設備等必要な施設の整備を義務づけるなど良質な宅地水準を確保するため、事業者に助言・指導を行っています。
25	下水道河川総務課	下水道法・茅ヶ崎市下水道条例	川や海などの公共用水域の水質を保全し快適な水環境を未来につなげるため、処理場流入水への有害物質流出防止や排水の水質改善などの面で、工場・事業場からの排水に対し規制・指導を行っています。
26	下水道河川総務課	下水道法・茅ヶ崎市下水道条例	下水道整備の目的である快適かつ衛生的な環境づくりや浸水の防除を達成するため、指定工事店に対して排水設備の指導・指示・確認・検査・認可を行っています。
27	下水道河川管理課	下水道法・茅ヶ崎市下水道条例	下水道整備の目的である快適かつ衛生的な環境づくりや浸水の防除を達成するため、公共下水道へ接続工事を行う方や事業者に対して指導・指示・検査・認可を行っています。
28	地域保健課	医療法	医療を提供する体制の確保を図り、市民の健康の保持に寄与するため、医療機関の開設者・管理者等に対し、医療施設の人的構成、構造設備、管理体制などについて指導・助言しています。
29	地域保健課	柔道整復師法 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律	施術所の業務が適正に行われるよう、従業者の資格、構造設備、管理体制などについて指導・助言しています。また、利用者(市民)が適切な施術所等を選択できるようなあはき・柔整広告ガイドラインを用いて、広告が適切に行われるよう助言しています。
30	地域保健課	歯科技工士法	歯科技工所の業務が適正に行われるよう、従業者の資格、構造設備、管理体制などについて指導・助言しています。
31	地域保健課	健康増進法	厚生労働省の定めにより該当する特定給食施設設置者の給食開始届出があった場合に、給食利用者の健康の維持増進を図るため、栄養管理の指導・助言等を行っています。
32	健康増進課	健康増進法	法に定める所定の要件に適合して各種喫煙室が設置されるよう、厚生労働省令により定められた各種基準について指導・助言しています。
33	地域保健課	茅ヶ崎市小規模特定給食施設における栄養管理に関する条例	厚生労働省の定めより小規模な特定給食施設設置者の給食開始届出があった場合に、給食利用者の健康の維持増進を図るため、栄養管理の指導・助言等を行っています。
34	地域保健課	食品表示法	一般加工食品には、健康の維持増進に重要な5つの栄養成分について、表示が義務化されているため、栄養成分表示についての助言・指導等を行っています。
35	選挙管理委員会事務局	公職選挙法、政治資金規正法	選挙が公明かつ適正に行われるように、常にあらゆる機会を通じて選挙人の政治常識の向上努め、選挙に際しては投票の方法、選挙違反その他選挙に関し必要と認める事項を選挙人に周知しました。令和6年度については、第50回衆議院議員総選挙及び第26回最高裁判所裁判官国民審査の執行に際し、選挙啓発を行いました。
36	農業委員会事務局	農地法	農地について、権利の設定・移転、転用する場合に、原則、許可制とすることで、優良な農地を確保して、農業生産力を維持し、農業経営の安定を図っています。
37	社会教育課	文化財保護法	建築工事等の目的で、埋蔵文化財を包蔵する土地を発掘しようとする場合には、工事着手の60日前までに届出を求めています。計画内容によって、事前に試掘確認調査や工事立ち会い調査を実施しています。
38	社会教育課	茅ヶ崎市文化財保護条例	茅ヶ崎市指定重要文化財の所有者等に対して管理に関する指示を行っています。また所有者等の変更や指定重要文化財が損傷した場合や現状を変更する際には届出を求めています。
39	地域保健課	健康増進法	食品として販売に供する物に関して、広告その他の表示をする際は、健康の保持増進の効果等について虚偽誇大広告をすることが禁止されているため、誇大表示の禁止についての助言・指導等を行っています。

2. 市が行っている事業者の取組への支援

	担当課	取組等の名称	取組内容
1	秘書課	ホノルル市・郡との姉妹都市交流の促進	茅ヶ崎商工会議所(ハワイ州との経済交流委員会)、茅ヶ崎サーフィン協会、茅ヶ崎市観光協会及び茅ヶ崎アロハ委員会は、ホノルル市・郡との姉妹都市交流について、それぞれの分野での促進に取り組んでいるため、市では、各分野での交流が促進され、定着されていくよう補助を行うとともに、交流事業に対して適宜連携、協力を行っています。
2	産業観光課	茅ヶ崎海岸浜降祭	浜降祭に係る事業者等が実行委員会を組織し、伝統を永く後世に伝えると共に、これを広報宣伝することを目的として開催に取り組んでいるため、様々な支援を行っています。
3	産業観光課	サザンビーチちがさき花火大会	サザンビーチちがさき花火大会に係る事業者等が実行委員会を組織し、サザンビーチを広くPRするとともに、市内外からの観光客等の誘客を推進し、地域経済の活性化を図ることを目的として開催に取り組んでいるため、様々な支援を行っています。
4	産業観光課	大岡越前祭	大岡越前祭に係る事業者等が実行委員会を組織し、大岡越前守忠相公の偉業を広く啓蒙し、後世に伝えると共に、本市の観光事業の振興と市の発展を図ることを目的として開催に取り組んでいるため、様々な支援を行っています。
5	産業観光課	湘南祭	湘南祭に係る事業者等が実行委員会を組織し、海と人との共生をテーマに浜辺での遊びや芸術、スポーツを様々な角度から創造していこうというコンセプトで開催に取り組んでいるため、様々な支援を行っています。
6	拠点整備課	辻堂西口YU-ZUルームの運営支援	一般社団法人辻堂西口YU-ZUルームが行う公益的活動に対し、必要な支援を行っています。コミュニティ施設を拠点とした法人の活動が、地域住民にとってより有用な取り組みとなるよう、担当職員による助言や各種情報提供を行っています。
7	環境政策課	ちがさきエコネット	地球温暖化対策に関するポータルサイト「ちがさきエコネット」の運用について、ちがさきエコネットにより地球温暖化対策に関する情報を市民・事業者へ広く発信しています。
8	景観みどり課	相模川河畔林育成プロジェクト	日産モータースポーツ&カスタマイズ株式会社が主催している「相模川河畔林育成プロジェクト」へ参加し、官民協働で市の生態系保全に関する取組を行いました。
9	予防課		茅ヶ崎市危険物安全協会に対し、危険物災害の防止を図るため、講習会及び研修会講師の支援、危険物安全週間に危険物施設で実施するセミナーの共催及び広報紙発行に際して最新の法令解説及び危険物の災害予防に関する情報の提供を行っています。
10	選挙管理委員会事務局		茅ヶ崎市明るい選挙推進協議会に対し、法改正や政治家の寄付禁止等のパンフレットによる情報提供を行いました。

3. 市が把握している事業者の取組情報

	担当課	取組等の名称	取組内容
1	防災対策課	災害時における協定の締結	事業者の社会貢献や地域との調和・連携が可能となるよう、災害時に事業者が行う取組のうち、市と連携して実施するものおよび市から要請されて実施するものを協定の締結という形で明らかにするとともに、市との協議・調整を継続しています。
2	スポーツ推進課	「茅ヶ崎市ふるさと基金」への寄附	清涼飲料水メーカーと、自動販売機の設置・管理を行う事業者が、教育・スポーツ振興を目的として、円蔵スポーツ広場に設置されている自動販売機の売り上げの一部を茅ヶ崎市ふるさと基金へ寄附しています。
3	景観みどり課	「茅ヶ崎市緑のまちづくり基金」への寄附	市内新聞販売店が、緑地の保全を推進するため、毎年茅ヶ崎市緑のまちづくり基金へ寄附しています。清涼飲料水の自動販売機の設置・管理を行う事業者が、企業CSRの一環として、公共施設等に設置されている自動販売機の売り上げの一部を茅ヶ崎市緑のまちづくり基金へ毎年寄附しています。
4	景観みどり課	工場・事業所における緑化の推進	市内の事業者で構成される茅ヶ崎地区工場等緑化推進協議会は、市内の工場・事業所における良好な環境づくりを行うとともに、地域社会との調和を図りつつ工場緑化を推進しています。
5	建築指導課	建築物の耐震化の促進	市民・事業者・行政の協働事業として、地震発生時の被害を軽減することを目標に建築物の耐震化の促進のために様々な機会を利用しながら周知啓発活動を行っています。
6	建築指導課	神奈川県みんなのバリアフリー条例	市民や事業者に対して指導・助言を実施し、整備基準に適合した施設については、県を通じて公表しています。
7	建築指導課	建築基準法	特殊建築物等の検査報告の受付を行っています。
8	公園緑地課	公園の安全確保や景観美化への取組	市内の造園業者が、市内の公園や街路樹の除草剪定等を行い、公園利用者の安全確保や景観の美化等に取り組んでいます。
9	選挙管理委員会事務局	選挙の啓発	市内の有志で構成される茅ヶ崎市明るい選挙推進協議会は、有権者が主権者としての自覚を持って進んで投票に参加し、選挙が公明かつ適正に行われ、有権者の意思が正しく政治に反映されるよう、選挙啓発を推進しました。

第11条に規定された事項を推進するための取組

部局横断的な検討組織

	担当課	検討組織の名称	検討組織の概要
1	総合政策課	湘南ライフタウン行政協力研究会	(1) 目的及び(2) 所掌事項 藤沢都市計画事業西部土地地区画整理事業及び茅ヶ崎市都市計画事業堤地区土地地区画整理事業にかかわる地域における藤沢市及び茅ヶ崎市の行政協力等の方策について研究・協議するため。 (2) 組織 ・茅ヶ崎市にあっては、企画政策部長、企画政策部総合政策課長、関係課等長及び臨時委員で構成する。 ・研究会に専門部会等を設置することができる。 (3) 設置根拠 湘南ライフタウン行政協力研究会要綱
2	総合政策課	茅ヶ崎ゴルフ場利活用に関する連絡調整会議	(1) 目的 茅ヶ崎ゴルフ場の利活用に関する連絡調整を図るため。 (2) 所掌事項 ①茅ヶ崎ゴルフ場の利活用について必要な調整、資料の収集等に関する事項。 ②その他茅ヶ崎ゴルフ場の利活用に関する事項。 (3) 組織 ・関係部長で構成する。 ・調整会議に作業部会を設置することができる。 (4) 設置根拠 茅ヶ崎ゴルフ場利活用に関する連絡調整会議設置要綱
3	行政改革推進課	茅ヶ崎市財政健全化緊急対策推進本部	(1) 目的 茅ヶ崎市財政健全化緊急対策に基づく各取組の推進を図るため (2) 所掌事項 ①茅ヶ崎市財政健全化緊急対策の推進に関すること。 ②茅ヶ崎市財政健全化緊急対策の進行管理に関すること。 ③その他財政健全化の取組に係る重要事項に関すること。 (3) 組織 ・市長、副市長、教育長及び部局長で構成する。 ・幹事会、ワーキンググループを置く。 (4) 設置根拠 茅ヶ崎市財政健全化緊急対策推進本部設置要綱
4	行政改革推進課	公金収納キャッシュレス化プロジェクトチーム	(1) 目的 公金収納のキャッシュレス化に伴う諸事務について関係課かいが連携し、もって円滑に事務を遂行するため (2) 所掌事項 ①公金収納キャッシュレス化に伴う諸課題の整理及び検討に関する事項 ②その他公金収納キャッシュレス化の推進に必要な事項 (3) 組織 行政改革推進課、デジタル推進課、収納課、会計課その他関係課かいの所属職員で構成する。 (4) 設置根拠 公金収納キャッシュレス化プロジェクトチームの設置に関する要綱
5	秘書課	ホノルル市・郡姉妹都市交流事業連絡調整会議	(1) 目的 ハワイ州ホノルル市・郡との姉妹都市交流事業(この項において「交流事業」という。)を円滑に推進するため (2) 所掌事項 ①交流事業の企画立案及び調整に関する事項 ②交流事業の実施に係る財政に関する事項 ③交流事業に係る情報収集及び情報発信に関する事項 ④民間団体等が企画・実施する交流事業の支援に関する事項 ⑤その他交流事業に関する事務の円滑な遂行に関する事項 (3) 組織 企画政策部長、文化スポーツ部長及び関係課長で構成する。 (4) 設置根拠 ホノルル市・郡姉妹都市交流事業連絡調整会議設置要綱

	担当課	検討組織の名称	検討組織の概要
6	デジタル推進課	茅ヶ崎市電子市役所推進本部	<p>(1) 目的 本市における電子市役所(情報通信技術を活用し、市民サービスの質的向上及び利便性向上、行政への市民参加の機会の拡大並びに行政の簡素化、効率化及び透明性の向上を図ることをいう。以下同じ。)の実現に向けた全庁的な検討を行うため</p> <p>(2) 所掌事項 ①電子市役所の実現に関する計画の実施及び進行管理に関すること。 ②その他電子市役所の実現に係る重要な事項に関すること。</p> <p>(3) 組織 ・部局長及び担当部長で構成する。 ・本部に、本部の会議に提案すべき原案の作成並びに電子市役所の実現に係る具体的な調査及び検討を行うため幹事会を置く。 ・幹事会に、電子市役所の実現に必要な課題の調査及び研究をさせるため、専門部会を設置する。</p> <p>(4) 設置根拠 茅ヶ崎市電子市役所推進要綱</p>
7	デジタル推進課	書かない窓口導入プロジェクトチーム	<p>(1) 目的 市民の窓口体験向上及び窓口業務の改善を重点においた本市における「書かない窓口」の検討から導入に向けて、関係課かいが連携し、円滑に事務を遂行するため</p> <p>(2) 所掌事項 ①書かない窓口のモデルケース構築及び製品選定に関する事項 ②書かない窓口に関する調査・研究に関する事項 ③コンビニ交付や電子申請の利用促進に関する事項 ④その他書かない窓口に関する必要な事項</p> <p>(3) 組織 ・プロジェクトチームは、チームリーダー及びチームメンバーをもって組織する。 ・チームリーダーには、デジタル推進課の職員のうちから所属長が指名する者をもって充てる。 ・チームメンバーは、市民課、行政改革推進課、広報シティプロモーション課、デジタル推進課、保険年金課、こども政策課の職員のうちからそれぞれ所属長が指名する者をもって充てる。 ・前項の規定にかかわらず、事業の進捗等に応じて、関係課かいと協議の上、当該関係課かい長の推薦する者をプロジェクトチームに加えることができる。</p> <p>(4) 設置根拠</p>
8	市民自治推進課	茅ヶ崎市市民参加協働調整会議	<p>(1) 目的 茅ヶ崎市自治基本条例及び茅ヶ崎市市民参加条例に基づく市民参加並びに茅ヶ崎市市民活動推進条例に基づく協働に関し必要な調整を図るため</p> <p>(2) 所掌事項 ①市民参加の推進に関すること。 ②協働の推進に関すること。 ③市民参加及び協働の推進に係る関係課の調整に関すること。 ④その他市民参加及び協働の推進に係る必要な事項に関すること。</p> <p>(3) 組織 ・市民参加協働調整会議 総務部長及び関係課等長等で構成する。 ・調整会議に調査研究会議及び政策提案調整部会を置き、関係課等の職員で構成する。</p> <p>(4) 設置根拠 茅ヶ崎市市民参加協働調整会議要綱</p>
9	市民自治推進課	(仮称)松林地区地域集会施設等複合施設整備会議	<p>(1) 目的 (仮称)松林地区地域集会施設等複合施設整備に関し必要な事項について検討を行うとともに、関係課かいの調整を図るため</p> <p>(2) 所掌事項 ①(仮称)松林地区地域集会施設等複合施設の整備に関する事項 ②その他会議の目的を達成するために必要な事項</p> <p>(3) 組織 市民自治推進課長及び関係課長</p> <p>(4) 設置根拠 (仮称)松林地区地域集会施設等複合施設整備会議設置要綱</p>
10	防災対策課	茅ヶ崎市危機管理対策検討会議	<p>(1) 目的及び(2) 所掌事項 危機管理に関する対策の検討及び連絡調整のため</p> <p>(3) 組織 市長、副市長及び部局長で構成する。</p> <p>(4) 設置根拠 茅ヶ崎市危機管理対策検討会議設置要綱</p>

	担当課	検討組織の名称	検討組織の概要
11	安全対策課	茅ヶ崎市交通安全対策連絡調整会議	<p>(1) 目的 市内の小中学校の児童生徒が登下校に利用する道路(以下「通学路」という。)及び生活道路における危険箇所等に関して、適切かつ効果的な交通安全対策を調査・検討するため</p> <p>(2) 所掌事項 ①通学路及び生活道路の危険箇所等の調査・把握に関すること。 ②通学路及び生活道路の危険箇所等の安全対策 ③通学路及び生活道路の交通安全のための活動 ④その他通学路及び生活道路における交通安全の推進を図るために必要な事項</p> <p>(3) 組織 くらし安心部長、都市部長、建設部長、教育総務部長、関係課長等、及び小学校長会及び中学校長会の代表ならびに、茅ヶ崎警察署交通課長で構成する。</p> <p>(4) 設置根拠 茅ヶ崎市交通安全対策連絡調整会議設置要綱</p>
12	文化推進課	茅ヶ崎市文化生涯学習プラン策定検討会議	<p>(1) 目的 本市の文化芸術及び生涯学習に関する施策を総合的かつ体系的に定める計画(以下「文化生涯学習プラン」という。)の策定に向け、関係各課等による庁内の横断的な検討を進めるため</p> <p>(2) 所掌事項 ①文化生涯学習プランの素案の作成に関すること。 ②その他文化芸術及び生涯学習に関する施策に関すること。</p> <p>(3) 組織 ・文化スポーツ部長並びに文化推進課長及び関係課長等で構成する。</p> <p>(4) 設置根拠 茅ヶ崎市文化生涯学習プラン策定検討会議設置要綱</p>
13	文化推進課	旧南湖院第一病舎に係る庁内検討会議	<p>(1) 目的 歴史的価値のある旧南湖院第一病舎を歴史的建造物としての価値を損なうことなく保存し、旧南湖院第一病舎の周辺一帯の利活用について検討するため</p> <p>(2) 所掌事項 ①旧南湖院第一病舎に係る調査及び検討に関すること ②旧南湖院第一病舎に係る課題等の処理に関すること ③旧南湖院第一病舎に係る基本計画の策定に関すること ④その他旧南湖院第一病舎の保存、旧南湖院第一病舎の周辺一帯の利活用に関すること</p> <p>(3) 組織 ・会長は、文化スポーツ部文化推進課長をもって充てる。 ・委員は、別表第1に掲げる課かいに所属する主幹、課長補佐又は担当主査の職にある者のうちから当該課かい長の指名する者をもって組織する。 別表第1(第3条関係) 企画政策部総合政策課 文化スポーツ部文化推進課 都市部景観みどり課、都市部建築指導課、建設部公園緑地課 建設部建築課 教育推進部社会教育課</p> <p>(4) 設置根拠 旧南湖院第一病舎の利活用に係る庁内検討会議設置要綱</p>
14	多様性社会推進課	茅ヶ崎市ジェンダー平等推進会議	<p>(1) 目的 茅ヶ崎市のジェンダー平等及び男女共同参画社会の形成に関する施策の充実及び推進を図るため</p> <p>(2) 所掌事項 ①ジェンダー平等及び男女共同参画社会の形成に関する施策の啓発及び推進活動に関すること。 ②ジェンダー平等及び男女共同参画社会の形成に関する施策の調査、研究、協議、情報交換及び連絡調整に関すること。 ③ジェンダー平等及び男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画に関すること。 ④その他推進会議の目的を達成するために必要な事項</p> <p>(3) 組織 ・文化スポーツ部長並びに多様性社会推進課長及び関係課長等で組織する。 ・推進会議に部会を置くことができ、多様性社会推進課長並びに多様性社会推進課及び関係課等の職員で構成する。</p> <p>(4) 設置根拠</p>
15	地域福祉課	茅ヶ崎市地域福祉推進調整会議	<p>(1) 目的 社会福祉法第107条に規定する茅ヶ崎市地域福祉計画を策定し、及び変更し、並びに当該計画に基づく施策を推進するに当たり、福祉、保健、まちづくりその他の地域福祉の推進にかかわる施策との調整を図るため</p> <p>(2) 所掌事項 ①福祉、保健、まちづくりその他の地域福祉の推進にかかわる施策との調整に関すること。 ②その他地域福祉の推進にかかわる施策との調整に関すること。</p> <p>(3) 組織 福祉部長、こども育成部長及び関係課等長で構成する。</p> <p>(4) 設置根拠 茅ヶ崎市地域福祉推進調整会議要綱</p>

	担当課	検討組織の名称	検討組織の概要
16	障がい福祉課	茅ヶ崎市障害者保健福祉計画推進調整会議	<p>(1) 目的 茅ヶ崎市障がい者保健福祉計画を策定し、及び変更し、並びに当該計画に基づく施策を推進するに当たり、関係各課が連携して福祉施策体系の整理及び整合を図るため</p> <p>(2) 所掌事項 障がい者保健福祉計画の策定、変更にかかわる諸施策の総合的調整を図る。</p> <p>(3) 組織 福祉部長、障がい福祉課長及び関係課等長で組織する。</p> <p>(4) 設置根拠 茅ヶ崎市障害者保健福祉計画推進調整会議要綱</p>
17	高齢福祉課 介護保険課	茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画連絡調整会議	<p>(1) 目的 老人福祉法第20条の8に基づく市町村老人福祉計画及び介護保険法第117条に基づく介護保険事業計画を一体のものとして茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定し、及び変更し、並びに当該計画に基づく施策を推進するに当たり、関係各課が連携して、福祉、保健、まちづくりその他の高齢者福祉の推進にかかわる施策との調整を図るため</p> <p>(2) 所掌事項 高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の策定、変更及び推進にかかわる諸施策の総合的調整を図る。</p> <p>(3) 組織 福祉部長、高齢福祉課長、介護保険課長及び関係課長等で構成する。</p> <p>(4) 設置根拠 茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画連絡調整会議要綱</p>
18	子ども政策課	茅ヶ崎市子ども計画推進会議	<p>(1) 目的 子ども施策(子ども基本法(令和4年法律第77号)第2条第2項に規定する子ども施策をいう。以下同じ。)を推進するため</p> <p>(2) 所掌事項 ①子ども基本法第10条第2項に規定する子ども施策についての計画の策定及び変更並びに当該計画に基づく施策の推進に関する事。 ②茅ヶ崎市子ども計画に基づく施策の推進に関する事。 ③その他子ども施策の推進に必要な事項に関する事。</p> <p>(3) 組織 子ども育成部長及び関係課等長で構成する。</p> <p>(4) 設置根拠 茅ヶ崎市子ども計画推進会議要綱</p>
19	環境政策課	茅ヶ崎市環境調整会議	<p>(1) 目的及び(2) 所掌事項 環境の保全及び創造を実効的かつ体系的に推進するため、次に掲げる事項について必要な連絡調整等を行うため</p> <p>①基本計画の策定及び変更に関する事。 ②環境に関する市の主要な施策又は方針の立案に関する事。 ③その他環境の保全及び創造を推進するために必要と認める事項</p> <p>(3) 組織 環境部長、環境政策課長及び関係課長で構成する。</p> <p>(4) 設置根拠 茅ヶ崎市環境調整会議設置要綱</p>
20	環境保全課	茅ヶ崎市アスベスト問題対策会議	<p>(1) 目的 アスベストに関する市民の安全と健康を確保し、並びにその対策の検討及び連絡調整を行うため</p> <p>(2) 所掌事項 ①アスベストに関する市民の健康及び建物の安全性についての相談に関する事。 ②アスベストに関する市民への情報提供に関する事。 ③市の建物に使用されているアスベストについての実態把握に関する事。 ④関係部課等の連絡調整に関する事。 ⑤その他対策会議の目的を達成するために必要な事項</p> <p>(3) 組織 ・副市長及び関係部局長で構成する。 ・対策会議にアスベスト問題対策調整会議を置き、環境部長及び関係課長で構成する。</p> <p>(4) 設置根拠 茅ヶ崎市アスベスト問題対策会議要綱</p>

	担当課	検討組織の名称	検討組織の概要
21	環境保全課	茅ヶ崎市放射線関係対策会議	<p>(1) 目的 放射能に対する市民の不安を解消し、市民の安全と健康の確保に向けた対策の実施及び市内の連絡調整を行うため</p> <p>(2) 所掌事項 ①放射能に関する情報の収集、共有及び提供に関すること。 ②放射能の対応策に関する調査研究に関すること。 ③放射能への具体的な対処方針や対策の決定及び実施に関すること。 ④放射能対策に対する損害賠償請求に関すること。 ⑤その他放射能対策に関すること。</p> <p>(3) 組織 市長、副市長、教育長及び部局長で構成する。</p> <p>(4) 設置根拠 茅ヶ崎市放射線関係対策会議設置要綱</p>
22	環境事業センター	安心まごころ収集事業連絡会	<p>(1) 目的: 茅ヶ崎市安心まごころ収集事業について、必要な事項を協議するため</p> <p>(2) 協議事項 ①安心まごころ収集に係る課題の調査及び検討に関すること。 ②安心まごころ収集に係る関係課連携体制 ③その他安心まごころ収集の推進について必要な事項に関すること。</p> <p>(3) 組織 環境事業センター所長、障がい福祉課長及び高齢福祉課長で構成する。</p> <p>(4) 設置根拠 安心まごころ収集事業連絡会設置要綱</p>
23	都市計画課	茅ヶ崎市都市計画提案検討会議	<p>(1) 目的及び(2) 所掌事項 都市計画法第21条の2の規定に基づく都市計画の決定又は変更の提案について検討するため</p> <p>(3) 組織 主管の副市長及び関係部長で構成する。</p> <p>(4) 設置根拠 茅ヶ崎市都市計画提案検討会議要綱</p>
24	都市計画課	茅ヶ崎市都市計画に関する連絡調整会議	<p>(1) 目的 都市計画の推進を目的とした制度適用の検討及び課題等の解決に関し連絡調整を図るため</p> <p>(2) 所掌事項 ①都市計画法第7条に定める区域区分に関すること ②都市計画法第8条に定める地域地区に関すること ③都市計画法第11条に定める都市施設に関すること ④その他都市計画に関すること</p> <p>(3) 組織 ・都市計画課長及び関係課かい長で構成する。 ・調整会議に作業部会を置くことができ、関係課かいの職員で構成する。</p> <p>(4) 設置根拠 茅ヶ崎市都市計画に関する連絡調整会議設置要綱</p>
25	都市計画課	茅ヶ崎市土地利用調整会議	<p>(1) 目的 茅ヶ崎市における土地利用について、茅ヶ崎市土地利用基本条例に基づき、本市の土地利用に関係する計画及び条例と相まって、適正かつ合理的な土地利用を図るため</p> <p>(2) 所掌事項 ①茅ヶ崎市土地利用基本条例第5条の規定による届出に関すること。 ②神奈川県土地利用調整条例第5条第2項に掲げる開発計画についての意見に関すること。 ③その他土地利用に関し調整を要する事項に関すること。</p> <p>(3) 組織 都市計画課長及び関係課等の職員で構成する。</p> <p>(4) 設置根拠 茅ヶ崎市土地利用調整会議設置要綱</p>
26	都市政策課	茅ヶ崎市住宅政策庁内調整会議	<p>(1) 目的 茅ヶ崎市住まいづくりアクションプランの推進に関し連絡調整を図るため</p> <p>(2) 所掌事項 ①茅ヶ崎市住まいづくりアクションプランの推進に関すること。 ②その他住宅政策に関し必要な事項</p> <p>(3) 組織 ・都市政策課長及び関係課長等で構成する。 ・調整会議に専門部会を置くことができ、都市政策課及び関係課等の職員で構成する。</p> <p>(4) 設置根拠 茅ヶ崎市住宅政策庁内調整会議設置要綱</p>

	担当課	検討組織の名称	検討組織の概要
27	都市政策課	第2次ちがさき自転車プラン庁内推進会議	<p>(1) 目的 第2次ちがさき自転車プランの推進を図るため</p> <p>(2) 所掌事項 ①第2次ちがさき自転車プランの推進に関する事務の連絡調整に関すること。 ②その他第2次ちがさき自転車プランの推進に関し必要な事項</p> <p>(3) 組織 都市政策課長及び関係課長等で構成する。</p> <p>(4) 設置根拠 第2次ちがさき自転車プラン庁内推進会議要綱</p>
28	都市政策課	茅ヶ崎市空家等対策検討会議	<p>(1) 目的 空家等の対策について検討するため。</p> <p>(2) 所掌事項 ①空家等対策計画及び特定空家等の判定基準の作成に関すること。 ②特定空家等の判定に関すること。 ③その他空家等の対策に関し必要な事項。</p> <p>(3) 組織 都市政策課長及び関係課長で構成する。</p> <p>(4) 設置根拠 茅ヶ崎市空家等対策検討会議設置要綱</p>
29	景観みどり課	茅ヶ崎市自然環境庁内会議	<p>(1) 目的 自然環境の保全及び緑化の推進に関して関係課かいで連絡調整を図り、情報と課題を共有し、適切かつ効果的な保全策を協議、検討する。</p> <p>(2) 所掌事項 ①自然環境の保全及び緑化の推進に関する情報の収集、共有及び調査に関すること。 ②自然環境の保全及び緑化の推進に関する課題の整理及び保全策の検討、調整に関すること。 ③専門的な知見に基づく意見の収集に関すること。 ④その他自然環境の保全及び緑化の推進に関し調整を要する事項に関すること。</p> <p>(3) 組織 ①景観みどり課長及び関係課かい長で構成する。 ②専門の事項を調査させるため、専門委員を置く。</p> <p>(4) 設置根拠 茅ヶ崎市自然環境庁内会議要綱</p>
30	景観みどり課	茅ヶ崎市みどりの基本計画連絡調整会議	<p>(1) 目的 茅ヶ崎市みどりの基本計画の策定及び進行管理に関し庁内の調整を図るため</p> <p>(2) 所掌事項 ①茅ヶ崎市みどりの基本計画の策定及び進行管理に関する連絡調整に関すること。 ②その他茅ヶ崎市みどりの基本計画の策定及び進行管理に関し必要な事項</p> <p>(3) 組織 景観みどり課長及び関係課等長で構成する。</p> <p>(4) 設置根拠 茅ヶ崎市みどりの基本計画連絡調整会議要綱</p>

	担当課	検討組織の名称	検討組織の概要
31	建築指導課	茅ヶ崎市耐震改修促進計画に関する連絡調整会議	<p>(1) 目的 建築物の耐震改修の促進に関する法律第6条第1項に基づく茅ヶ崎市耐震改修促進計画(この項において「促進計画」という。)の策定及び改訂(この項において「策定等」という。)に関し関係各課等の連絡調整を図るため</p> <p>(2) 所掌事項 ①促進計画の策定等に関する事務の連絡調整に関すること。 ②その他促進計画に必要な事項に関すること。</p> <p>(3) 組織 ・建築指導課長及び関係課等長で構成する。 ・調整会議に作業部会を置くことができ、建築指導課及び関係課等の職員で構成する。</p> <p>(4) 設置根拠 茅ヶ崎市耐震改修促進計画に関する連絡調整会議</p>
32	保健企画課	茅ヶ崎市新型インフルエンザ等対策本部及び対策会議	<p>(1) 目的 新型インフルエンザ等が発生した際に、政府による緊急事態宣言が発令された場合には対策本部を設置し、また発令されていない場合においては対策会議を設置し、市の新型インフルエンザ等対策を総合的に推進し、あわせて予防策や対応策の調査研究、対処方針の決定を行う。</p> <p>(2) 所掌事項 ① 新型インフルエンザ等に関する情報の収集、共有及び提供に関すること。 ② 新型インフルエンザ等の対応策に関する調査研究に関すること。 ③ 新型インフルエンザ等への具体的な対処方法や対策の決定及び実施に関すること。 ④ その他市が実施する市の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関すること。</p> <p>(3) 組織 市長、副市長、教育長及び部局長で構成する。</p> <p>(4) 設置根拠 ・茅ヶ崎市新型インフルエンザ等対策本部条例 ・茅ヶ崎市新型インフルエンザ等対策本部及び対策会議要綱</p>
33	地域保健課	茅ヶ崎市保健所管内栄養業務連絡会議	<p>(1) 目的 茅ヶ崎市保健所管内における行政栄養士等が情報を共有するとともに連携し、地域の栄養・食生活対策を円滑及び効果的に推進する。</p> <p>(2) 所掌事項 ①国及び神奈川県等の栄養施策の動向に関すること。 ②茅ヶ崎市保健所管内の栄養・食生活対策の取り組み、課題及び重点事業に関すること。 ③その他、栄養・食生活業務に関する事項に関すること。</p> <p>(3) 組織 茅ヶ崎市保健所健康増進課、寒川町健康福祉部健康づくり課、茅ヶ崎市保健所地域保健課及び関係課等の職員で構成する。</p> <p>(4) 設置根拠 茅ヶ崎市保健所管内栄養業務連絡会議実施要領</p>
34	保健予防課	茅ヶ崎市自死(自殺)対策庁内連絡会	<p>(1) 目的 庁内の関係部署の密接な連携と協力により、自死(自殺)対策を総合的に推進するため</p> <p>(2) 所掌事項 ①自死についての情報の共有を図ること。 ②自死についての偏見や誤解をなくし、正しい理解を深めること。 ③自死に係る相談に対して適切に対応するために、庁内のネットワークを構築すること。 ④自死に悩む人に気づき、見守る人材を育成すること。 ⑤自殺対策計画の策定、変更にかかわる諸施策の調整に関すること。 ⑥その他、連絡会の協議が必要な事項に関すること。</p> <p>(3) 組織 ・保健予防課長及び関係課長で構成する。 ・連絡会に庁内担当者部会を置き、保健予防課及び関係課等の職員で構成する。</p> <p>(4) 設置根拠 茅ヶ崎市自死(自殺)対策庁内連絡会要綱</p>
35	保健予防課	茅ヶ崎市感染症予防計画連絡調整会議設置	<p>(1) 目的 茅ヶ崎市感染症予防計画の変更及び進捗管理に関し連絡調整を図るため</p> <p>(2) 所掌事項 予防計画の変更及び進捗管理に関し必要な連絡調整に関すること。</p> <p>(3) 組織 保健予防課長、保健企画課長及び関係課長で構成する。</p> <p>(4) 設置根拠 茅ヶ崎市感染症予防計画連絡調整会議設置要綱</p>

	担当課	検討組織の名称	検討組織の概要
36	健康増進課	茅ヶ崎市食育健康増進計画連絡調整会議	<p>(1) 目的 食育基本法(平成17年法律第63号)第18条に基づく茅ヶ崎市食育推進計画及び健康増進法(平成14年法律第103号)第8条に基づく茅ヶ崎市健康増進計画・茅ヶ崎市歯及び口腔の健康づくり推進計画(以下「3つの計画」という。)の策定及び変更並びに3つの計画の施策の推進について関係各部課かいとの連絡調整を図るため、茅ヶ崎市食育健康増進計画連絡調整会議(以下「連絡調整会議」という。)を設置する。</p> <p>(2) 所掌事項 ①3つの計画の策定及び変更について、関係各部課かいとの連絡調整に関すること。 ②3つの計画の施策の推進について、関係各部課かいとの連絡調整に関すること。</p> <p>(3) 組織 保健所副所長並びに健康増進課長及び関係課等長で構成する。</p> <p>(4) 設置根拠 茅ヶ崎市食育健康増進計画連絡調整会議要綱</p>

	担当課	検討組織の名称	検討組織の概要
37	教育総務課	茅ヶ崎市教育委員会部内調整会議	(1) 目的及び(2) 所掌事項 茅ヶ崎市教育委員会事務局の組織等規則第2条に規定する部に当該部が所掌する事務及び事業並びに当該部の長が必要と認める事項に関し協議又は調整をするため (3) 組織 部長並びに当該部内の担当部長、課長、担当課長、主幹及び担当主査で構成する。 (4) 設置根拠 茅ヶ崎市教育委員会部内調整会議要綱
38	教育総務課	茅ヶ崎市教育大綱及び茅ヶ崎市教育基本計画検討会議	(1) 目的 茅ヶ崎市教育大綱及び茅ヶ崎市教育基本計画の策定のため (2) 所掌事項 ①大綱の策定等に関すること。 ②基本計画の策定等に関すること。 ③その他大綱及び基本計画策定等に必要事項の検討に関すること。 (3) 組織 教育総務部長及び関係部課等長で構成する。 (4) 設置根拠 茅ヶ崎市教育大綱及び茅ヶ崎市教育基本計画検討会議設置要綱
39	学務課	茅ヶ崎市立小・中学校通学区区域検討会議	(1) 目的 茅ヶ崎市立小学校・中学校の規模適正化等に関する基本方針に基づいた学習環境の改善を図るため (2) 所掌事項 ①茅ヶ崎市立小・中学校の規模の適正化に関すること。 ②住宅開発等に伴う人口の社会増の要因把握や将来予測に関すること。 ③その他茅ヶ崎市立小・中学校の規模の適正化に必要な事項に関すること。 (3) 組織 教育推進部長及び関係課等長で構成する。 (4) 設置根拠 茅ヶ崎市立小・中学校通学区区域検討会議設置要綱
40	社会教育課	ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業企画検討会	(1) 目的及び(2) 所掌事項 ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業に必要な事項に関し、必要に応じて会議を開き、ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業検討委員会に対し助言し、必要な資料を提出し、その他検討委員会と協働作業を行うため (3) 組織 関係課等の職員で構成する。 (4) 設置根拠 ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業企画検討会設置要綱
41	社会教育課	茅ヶ崎市文化財保護・活用連絡調整会議	(1) 目的 文化財の保護及び活用について連絡調整を図るため (2) 所掌事項 ①下寺尾官衙遺跡群の史跡整備に関すること。 ②茅ヶ崎市文化資料館の整備に関すること。 ③(仮称)茅ヶ崎市歴史文化基本構想の策定に関すること。 ④その他文化財の保護・活用に関すること。 (3) 組織 ・社会教育課長及び関係課等長で構成する。 ・調整会議に作業部会を置くことができ、関係課等の職員で構成する。 (4) 設置根拠 茅ヶ崎市文化財保護・活用連絡調整会議設置要綱
42	青少年課	茅ヶ崎市子ども・若者育成支援推進法に係る庁内連絡会議	(1) 目的 子ども・若者育成支援推進法施行に係る関係課の円滑な連携のための情報共有を図るため (2) 所掌事項 ①子ども・若者育成支援推進法に係る情報に関すること。 ②子ども・若者育成支援推進法に係る対応状況に関すること。 ③その他連絡会議の目的を達成するために必要な事項に関すること。 (3) 組織 青少年課長及び関係課等長で構成する。 (4) 設置根拠 茅ヶ崎市子ども・若者育成支援推進法に係る庁内連絡会議設置要綱

	担当課	検討組織の名称	検討組織の概要
43	図書館	茅ヶ崎市子ども読書活動推進連絡調整会議	<p>(1) 目的 茅ヶ崎市の子ども読書活動推進に関する施策の充実及び推進を図る</p> <p>(2) 所掌事項 (1) 子ども読書活動推進の形成に関する施策の啓発及び推進活動に関すること。 (2) 子ども読書活動推進の形成に関する施策の調査、研究、協議、情報交換及び連絡調整に関すること。 (3) 茅ヶ崎市子ども読書活動推進計画の策定及び推進に関すること。 (4) その他連絡調整会議の目的を達成するために必要な事項。</p> <p>(3) 組織 委員は、別表に掲げる所管課の担当主査から主幹までの職にある者をもって充てる</p> <p>(4) 設置根拠 茅ヶ崎市子ども読書活動推進連絡調整会議要綱</p>